

# 学校現場における児童虐待対応

～教育機関と福祉機関のお互いの強みを生かす連携のために～

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室  
生徒指導調査官（併）児童虐待防止・対策専門官  
井川 恭輔



独立行政法人教職員支援機構

# 目次

---

- 1 児童虐待の現状
- 2 学校等における児童虐待への対応

# 1

## 児童虐待の現状

---



文部科学省

# 児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

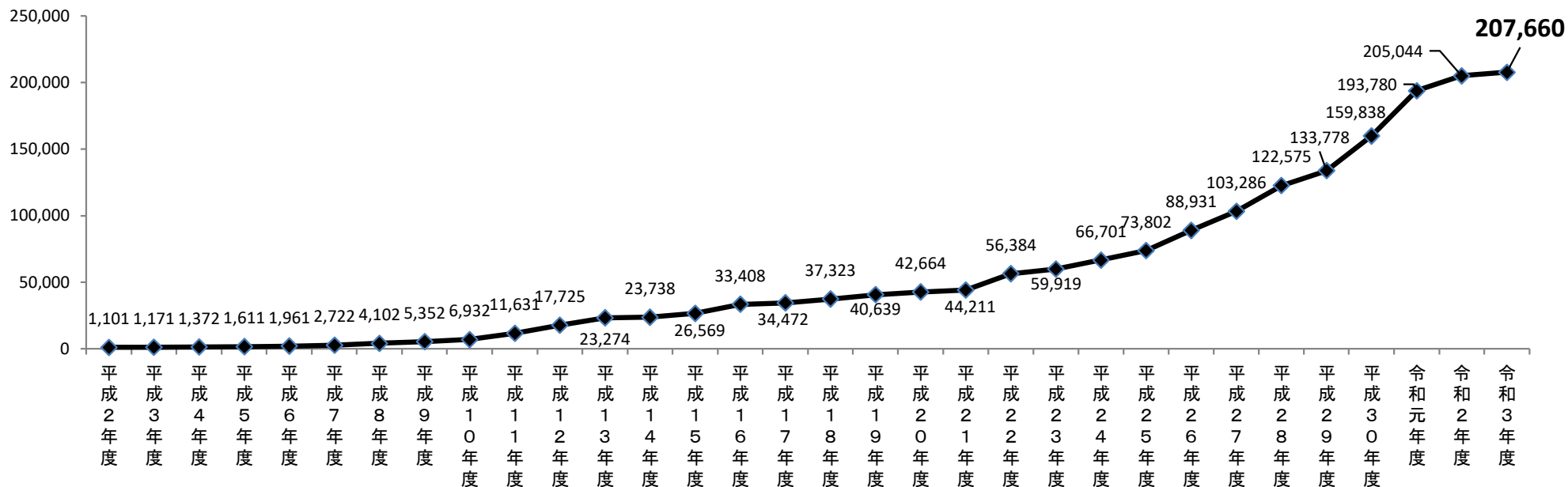
## 1. 令和3年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

令和3年度中に、全国225か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は 207,660 件で、過去最多。

※ 対前年度比+1.3% (2,616件の増加) (令和2年度：対前年度比+5.8% (11,264件の増加))

※ 相談対応件数とは、令和3年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

## 2. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660
対前年度比	+3.6%	-	-	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%

(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

## 3. 主な増加要因

○ 心理的虐待に係る相談対応件数の増加 (令和2年度：121,334件→令和3年度：124,724件 (+3,390件))

○ 家族親戚、近隣知人、児童本人等からの通告の増加 (令和2年度：46,521件→令和3年度：47,949件 (+1,428件))

(令和2年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体からの聞き取り)

○ 虐待相談窓口の普及などにより、家族親戚、近隣知人、児童本人等からの通告が増加。

## 児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

○ 令和3年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣・知人、家族・親戚、学校からが多くなっている。

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	福祉 事務所	保健 センター	保育所	児童福 祉施設	保健所	医療 機関			幼稚園	学校	教育 委員会		
22年度	8,908 (15.8%)	12,175 (21.6%)	696 (1.2%)	3,152 (5.6%)	1,324 (2.3%)	372 (0.7%)	5,535 (9.8%)	453 (0.8%)	862 (1.5%)	722 (1.3%)	155 (0.3%)	2,116 (3.8%)	9,135 (16.2%)	208 (0.4%)	216 (0.4%)	5,197 (9.2%)	254 (0.5%)	4,904 (8.7%)	56,384 (100.0%)
23年度	8,949 (14.9%)	12,813 (21.4%)	741 (1.2%)	3,621 (6.0%)	1,282 (2.1%)	340 (0.6%)	5,160 (8.6%)	366 (0.6%)	882 (1.5%)	634 (1.1%)	202 (0.3%)	2,310 (3.9%)	11,142 (18.6%)	220 (0.4%)	213 (0.4%)	5,536 (9.2%)	313 (0.5%)	5,195 (8.7%)	59,919 (100.0%)
24年度	8,664 (13.0%)	13,739 (20.6%)	773 (1.2%)	4,165 (6.2%)	1,220 (1.8%)	424 (0.6%)	5,339 (8.0%)	375 (0.6%)	909 (1.4%)	689 (1.0%)	221 (0.3%)	2,653 (4.0%)	16,003 (24.0%)	233 (0.3%)	211 (0.3%)	5,730 (8.6%)	303 (0.5%)	5,050 (7.6%)	66,701 (100.0%)
25年度	8,947 (12.1%)	13,866 (18.8%)	816 (1.1%)	4,835 (6.6%)	1,195 (1.6%)	375 (0.5%)	5,423 (7.3%)	292 (0.4%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	2,525 (3.4%)	21,223 (28.8%)	225 (0.3%)	213 (0.3%)	6,006 (8.1%)	279 (0.4%)	5,723 (7.8%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.0%)	15,636 (17.6%)	849 (1.0%)	5,806 (6.5%)	1,448 (1.6%)	482 (0.5%)	5,625 (6.3%)	353 (0.4%)	906 (1.0%)	808 (0.9%)	155 (0.2%)	2,965 (3.3%)	29,172 (32.8%)	225 (0.3%)	259 (0.3%)	6,719 (7.6%)	278 (0.3%)	7,443 (8.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,936 (10.6%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.2%)	1,428 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.7%)	192 (0.2%)	3,078 (3.0%)	38,524 (37.3%)	179 (0.2%)	288 (0.3%)	7,546 (7.3%)	349 (0.3%)	7,848 (7.6%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,535 (9.4%)	17,428 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.5%)	1,499 (1.2%)	428 (0.3%)	6,174 (5.0%)	306 (0.2%)	947 (0.8%)	825 (0.7%)	203 (0.2%)	3,109 (2.5%)	54,812 (44.7%)	157 (0.1%)	248 (0.2%)	8,264 (6.7%)	338 (0.3%)	8,447 (6.9%)	122,575 (100.0%)
29年度	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,294 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	3,199 (2.4%)	66,055 (49.4%)	131 (0.1%)	333 (0.2%)	8,605 (6.4%)	343 (0.3%)	8,279 (6.2%)	133,778 (100.0%)
30年度	13,492 (8.4%)	21,449 (13.4%)	1,414 (0.9%)	7,460 (4.7%)	1,345 (0.8%)	428 (0.3%)	6,986 (4.4%)	348 (0.2%)	1,397 (0.9%)	1,042 (0.7%)	216 (0.1%)	3,542 (2.2%)	79,138 (49.5%)	168 (0.1%)	406 (0.3%)	10,649 (6.7%)	394 (0.2%)	9,964 (6.2%)	159,838 (100.0%)
元年度	15,799 (8.2%)	25,285 (13.0%)	1,663 (0.9%)	9,313 (4.8%)	1,552 (0.8%)	467 (0.2%)	8,890 (4.6%)	396 (0.2%)	1,616 (0.8%)	1,255 (0.6%)	232 (0.1%)	3,675 (1.9%)	96,473 (49.8%)	148 (0.1%)	525 (0.3%)	13,856 (7.2%)	447 (0.2%)	12,188 (6.3%)	193,780 (100.0%)
2年度	16,765 (8.2%)	27,641 (13.5%)	2,115 (1.0%)	9,947 (4.9%)	1,466 (0.7%)	705 (0.3%)	8,265 (4.0%)	405 (0.2%)	1,607 (0.8%)	1,346 (0.7%)	233 (0.1%)	3,427 (1.7%)	103,625 (50.5%)	150 (0.1%)	479 (0.2%)	13,644 (6.7%)	553 (0.3%)	12,671 (6.2%)	205,044 (100.0%)
3年度	17,345 (8.4%)	28,075 (13.5%)	2,529 (1.2%)	9,584 (4.6%)	1,611 (0.8%)	808 (0.4%)	9,071 (4.4%)	309 (0.1%)	1,663 (0.8%)	1,183 (0.6%)	226 (0.1%)	3,608 (1.7%)	103,104 (49.7%)	135 (0.1%)	524 (0.3%)	13,972 (6.7%)	448 (0.2%)	13,465 (6.5%)	207,660 (100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

# 児童虐待防止に関する近年の主な施策

平成28年	<p>○<b>児童福祉法等の一部改正（平成28年5月成立、平成29年4月施行等）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての児童が健全に育成されるよう、発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等を図るため、児童福祉法の理念の明確化（子どもが権利の主体であること、家庭養育優先等）・母子健康包括支援センターの全国展開・市町村及び児童相談所の体制強化・里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。</li> </ul>	
平成29年	<p>○<b>児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正（平成29年6月成立、平成30年4月施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。</li> </ul>	
平成30年	<p>○<b>児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日関係閣僚会議決定）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。</li> </ul> <p>○<b>児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）（平成30年12月18日関係府省庁連絡会議決定）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急総合対策に基づき、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図るため、専門職の大幅な増員等について、令和元年度から令和4年度までを対象とした計画を策定。</li> </ul>	平成30年3月 目黒区で5歳女児の死亡事案が発生
平成31年 (令和元年)	<p>○<b>緊急総合対策の更なる徹底・強化について（平成31年2月8日関係閣僚会議決定）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認の実施、要保護児童等の情報の取扱い・関係機関の連携に関する新ルールの設定及び児童相談所等の抜本的な体制強化を図る。</li> </ul> <p>○<b>児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昨今の児童虐待相談件数の急増、昨年目黒区の事案、今年野田市の事案等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を提出するとともに、令和2年度年度予算に向け、さらにその具体化を図る。</li> </ul> <p>○<b>児童福祉法等の一部改正（令和元年6月19日成立、令和2年4月施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護（体罰の禁止の法定化等）、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化など、所要の措置を講じる。</li> </ul>	平成31年1月 千葉県野田市で10歳女児の死亡事案が発生  令和元年6月 北海道札幌市で2歳女児の死亡事案が発生

# 野田市で起きた事案を踏まえた対策の強化

## 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について（通知）」 （平成31年2月）より

- (1) 市町村・児童相談所が保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待に係る通告を行った者）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底。
- (2) 学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応。

市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えない。

保護者との関係等を重視しすぎることで、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意。

（※）学校等：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所

- (3) 保護者から、学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応。設置者は速やかに児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応。
- (4) 学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由の説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。  
※不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。
- (5) 研修の充実に努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組むこと。

# 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正

## 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」 （令和元年7月19日元文科初第461号）より

### （1）親権者等による体罰の禁止（令和2年4月1日施行）

① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと。

（虐待防止法第14条第1項関係）

② 児童相談所長、児童福祉施設の長、その住居において養育を行う児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する厚生労働省令で定める者（小規模住居型児童養育事業における養育者）及び里親は、監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこと。

（児童福祉法第33条の2第2項及び第47条第3項関係）

### （2）連携強化すべき関係機関の明確化（令和2年4月1日施行）

国及び地方公共団体による児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に関し、強化を図るべき関係機関間の連携の例示として、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携を明記すること。

（虐待防止法第4条第1項関係）

### （3）児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化（令和2年4月1日施行）

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会及び配偶者暴力相談支援センターが含まれること、並びに児童虐待の早期発見に努めなければならない者に警察官及び婦人相談員が含まれることを明確化すること。

（虐待防止法第5条第1項関係）

### （4）児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務（令和2年4月1日施行）

① 学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこと。

（虐待防止法第5条第3項関係）

② ①の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待防止法第5条第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこと。

（虐待防止法第5条第4項関係）

### （5）要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務（令和2年4月1日施行）

関係機関等は、児童福祉法第25条の3第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないこと。

（児童福祉法第25条の3第2項関係）



# 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

## 趣旨

全国の児童相談所における虐待相談対応件数が増加を続け、虐待により死亡する事件も後を絶たないことを踏まえ、これまでの取組のフォローアップを行った上で、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けたこどもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制を構築する。現在厚生労働省が中心となって取り組んでいる児童虐待防止対策について、令和5年4月から創設することも家庭庁を司令塔として関係省庁が連携して取組を強化するとともに、令和4年改正児童福祉法の円滑な施行等に取り組んでいく必要があることから、特に重点的に実施する取組を決定し、新たな総合的な対策として示す。

## 主な取組

### 1. こどもの権利擁護

- ・令和4年改正児童福祉法で設ける**こどもの権利擁護の環境整備、こどもの意見聴取等の措置、意見表明等支援事業**について、その**体制整備を支援**し、着実に実施する。
- ・民法上の懲戒権に関する規定の見直しについては、できる限り早期に改正法案を国会に提出すべく、所要の準備を行う。

### 2. 児童相談所及び市町村の体制強化

- ・児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行う「**こども家庭センター**」の設置に努めることとし、**その全国展開**を図る。
- ・令和4年改正児童福祉法に基づき、一定の実務経験のある有資格者や現任者が取得する認定資格を導入する。また、この認定資格が多くの方に取得され、資格取得者の現場への任用が進むような方策を検討する。
- ・児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めていくため、**児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わる次期プランを年内に策定**し、児童相談所や市町村の更なる体制強化を図る。

### 3. 児童虐待の発生予防・早期発見

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」等の周知広報に努めるほか、こどもや家庭が相談できるSNSアカウントを開設する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実を通じて、教育相談体制の充実を図る。
- ・学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員等が留意すべき事項を記載したマニュアルを周知する。
- ・令和4年改正児童福祉法により創設される**子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業**について、**円滑な実施**を図る。
- ・孤立するリスクの高い未就園児等がいる家庭の把握を進めるとともに、アウトリーチによる支援を含めた更なる支援を検討する。
- ・**産後ケア事業の全国展開**等に向けて引き続き取組を進めるほか、令和4年改正児童福祉法により創設した**妊産婦等生活援助事業**等により**特定妊婦等への支援体制**を構築する。

### 4. 適切な一時保護の実施

- ・令和4年改正児童福祉法で導入される一時保護開始時の司法審査に関して、その具体的な運用や手続について、実務者から構成される作業チームで検討する。
- ・令和4年改正児童福祉法に基づき新たに都道府県等が策定することとなる一時保護所の設備・運営基準の内容について、適正なものとなるよう施行までに検討する。
- ・平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体が定員超過解消計画を策定し、厚生労働省が承認した場合における一時保護所の新設や増改築等の整備費に係る補助高上げ（1/2→9/10）により一時保護所の定員超過解消を図る。
- ・原籍校と連携も含めた一時保護中の学習機会の確保に向けた支援について検討する。

## 5. 社会的養護の充実

- ・社会的養育推進計画に新たに盛り込むべき内容や各都道府県等において効果的にPDCAサイクルを運用するための取組の評価指標等の検討を行う。
- ・令和4年改正児童福祉法で創設される里親支援センターの設備・運営基準や第三者評価基準等の検討を進める。
- ・児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化に関して、施行に向け、運営基準やガイドライン等の検討を進める。
- ・令和4年改正児童福祉法において、児童相談所の委託を受けた民間機関が実施する場合の費用を義務的経費化した在宅指導措置について、積極的活用を進める。

## 6. 親子再統合への支援強化

- ・令和4年改正児童福祉法で設ける親子再統合支援事業に関し、ガイドラインの作成に向けて検討する。

## 7. 関係機関における事案への対応の強化

- ・親の交際相手等に対しても、こどもの安全確保の観点から調査等の必要な対応を講ずることや、交際相手等がこどもの保護者に該当しなくても加害の実態に鑑みて適切にリスク評価を行うこと等について、引き続き周知徹底を図る。
- ・自治体において、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉等のこどもに関するデータを連携させ、**潜在的に支援が必要なこどもを早期に発見し、プッシュ型の支援**につなげる取組を推進する。
- ・支援にかかわるNPOやこども食堂など**多様な民間機関の要対協への参画**を進め、要対協の実効性を高めるための方策について検討する。
- ・警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、引き続き、各種研修等を通じて対応力の強化に取り組むとともに、事案対応時の危険度判定について、先端技術を用いて更なる高度化を図る。

## 8. DV対応と児童虐待対応との連携強化

- ・DV被害者支援における、加害者対応（加害者プログラム等）の在り方の検討を進めることにより、多機関連携等支援体制の充実を図る。

## 9. 障害児支援の充実

- ・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な支援機関としての役割・機能等を果たすことで、地域全体の障害児支援の質の底上げが図られるよう取組を進める。
- ・保護者に対するペアレントトレーニング等の実施や巡回支援専門員の配置を進め、障害のあるこどもの保護者の子育てに対する不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

## 10. 関係機関との連携強化

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に向けて、**婦人相談所及び婦人保護施設と児童相談所その他の関係機関との緊密な連携**が図られる体制の整備に取り組む。

## おわりに

上記の児童虐待防止に関する施策の検討、実施も含め、こども家庭分野の施策の推進に当たっては、様々な分野にまたがる複雑・高度な課題の解決策の検討等も含め、常にこどもの最善の利益を第一に考えて対応していくことが求められる。このため、令和5年4月に創設される**こども家庭庁が司令塔機能を発揮**し、こどもや家庭が抱える様々な課題に対し、制度や組織による縦割りの壁を廃し、関係省庁と連携し、政府一丸となって取り組む。また、**9**こどもまんなか社会の実現のため、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに、着実に取り組む。

# 2

## 学校等における 児童虐待への対応



文部科学省

# 学校の現状

出典：「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」（平成14年～平成15年度文部科学省科学研究費補助金・山梨大学教育人間科学部玉井邦夫助教授他）

教員の5人に1人は、虐待事例に対応した経験があり、教育現場での虐待防止対応は、特殊な課題ではない。



「自分の学校や学級にも存在している可能性がある」という危機感を持って対応することが重要



児童虐待を発見しても関係機関への通告をせず、可能な限り自力で対処しようとする傾向

〔 Q.誰の責任？誰かの責任ということではなく 〕

虐待対応の社会全体のシステムが未成熟であることに原因

「学校が、伝統的に教育的指導の観点から限界まで自力対応の路を探らなければならないとする責任の大きさによるところが大きい」など、「学校ならでは」の背景があり、一概に責められるべきではない。

# 学校の「強み」

## 「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」（報告書）〔抜粋〕

（平成18年5月 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議）

児童虐待防止に関する関係機関の中で、子どもを支援するための機関や社会的リソースは多種多様に存在するが、その中でも、**学校は、一定年齢の子ども達（学齢期児童生徒）に対して、網羅的に目配りができ、その日常的な変化に敏感に反応し、対応できることが大きな特徴である。**

### 『学校のアドバンテージ』

1. 学校が、全国に約5万（幼・小・中・高・特殊）存在しており、その他の児童福祉施設、保健・医療機関又は警察関係機関等と比べても、その**量的規模が圧倒的に大きいこと**
2. 学校には、免許を持ち、然るべきトレーニング（養成及び研修）を経た教員（全国約百十万人（幼・小・中・高・特殊））があり、その他の児童福祉施設、保健・医療機関又は警察関係機関等における関係職員数と比べても、その**人的規模が圧倒的に大きいこと**
3. 学校は、**子どもがその一日の大部分を過ごす場所であり**、教職員は日常的に子ども達と長時間接していることで、**子ども達の変化に気づきやすい立場にいること**
4. 学校の教員は、1人で対応する必要はなく、養護教諭、生徒指導主事、学年主任、教頭、校長、スクールカウンセラー等の異なる知識・経験・能力を持った職員集団がいて、困ったことがあれば、複数で**「チーム」となって課題解決に当たることができること**
5. 『子どもの教育を担っている』という大義名分があるため、**教育という観点から、家庭や保護者に対して働きかけをする事ができること**、など

# 学校等における児童虐待への対応

## 関係機関との連携強化（虐待防止法4条1項、5条2項）、学校等から児童相談所への情報提供（同法13条の4）

- ・教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図る。
- ・児童虐待防止のため、幼児児童生徒の出欠状況等の定期的な情報提供等の適切な運用に努める。

## 児童虐待の早期発見（虐待防止法5条1項）

学校及び教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める。

※幼児児童生徒の心身の状況を適切に把握すること、健康診断（身体測定、内科検診、歯科検診）は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意

虐待を発見した場合

## 児童虐待の早期対応（虐待防止法6条1項）

児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告する。

- ※一般人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる
- ※結果として通告が誤りであった場合も、基本的には刑事上・民事上の責任を問われることは想定されない

## 要保護児童対策地域協議会（児童福祉法25条の2）への参画（学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き）

学校及び教育委員会等設置者は、要保護児童対策地域協議会に参加するとともに、特に教育委員会等設置者は、教職員等に対して、学校及び教職員等に期待されている役割や関係機関等の役割の周知に努めるほか、スクールソーシャルワーカーを活用するなどにより、日頃から関係機関等との連携を推進すること。

## 学校等間の情報共有について（平成27年7月31日付け文科初第335号）

幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令上の進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等間の適切な連携を進める。

## 児童虐待等に係る研修の実施（虐待防止法4条2項・3項）

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂）や教職員用研修教材「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（令和2年1月）、「児童虐待防止と学校」（平成21年5月）の適切な活用などによって教職員研修の充実を図る。

# 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」

- 令和元年5月に、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について迷いなく対応に臨めるよう、具体的な対応の在り方を示す手引きとして作成。
- 令和2年6月に、児童福祉法等の一部改正等を踏まえ、改訂を実施。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)

## 【主な改訂内容】

### （1）児童虐待防止法等の改訂に伴う改訂

- 「親権者等による体罰禁止の法定化について」留意事項を追加
- 児童虐待防止法における学校、教育委員会等の職員の守秘義務について改めて明記

### （2）障害者施策の充実の重要性に鑑みた改訂

- 「障害のある子供について」留意事項を追加

- 令和2年1月には、具体的なケースを取り上げ、学校等における実践的な研修に資する教材として、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm)

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の概要	
基礎編	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 虐待とは</li> <li>2. 虐待が及ぼす子供への影響</li> <li>3. 学校、教職員等の役割、責務                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の早期発見、早期対応や、関係機関（児童相談所、市町村（虐待対応担当窓口）、警察）との速やかな連携、通告元の情報不開示など、学校や教職員が求められる具体的な役割を解説</li> <li>・関係機関である児童相談所、市町村、警察の役割を解説</li> </ul> </li> <li>4. 教育委員会等設置者の役割：教育委員会等設置者が行うべき体制強化や研修等の充実</li> </ol>
対応編 1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通告までの流れ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予防としての幼児児童生徒への相談窓口周知や保護者への啓発</li> <li>・教職員による日頃からの観察、DV問題家庭への留意、虐待による外傷の具体的解説、関係機関への報告様式等を提示</li> <li>・教員個人ではなく学校組織としての早期の対応や関係機関との連携など、チームとしての対応の必要性を解説</li> <li>・子供や保護者から聞き取りをする場合の留意事項</li> </ul> </li> <li>2. 通告の判断に当たって：学校は守秘義務違反や刑事上の責任を気にしてためらうことなく通告することが重要</li> <li>3. 通告の仕方                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村、児童相談所、警察への通告等の判断、通告等の方法と教育委員会等への連絡</li> <li>※性的虐待について、その特徴や心身の健康への影響、対応方法を解説</li> </ul> </li> </ol>
対応編 2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通告後の対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・通告後48時間以内の児童相談所の「安全確認」や「情報収集」に対する協力</li> <li>・一時保護所に保護された子供の通学・通園の留意点、一時保護解除後の留意点、長期欠席状況の把握、施設入所時の連携等</li> </ul> </li> <li>2. 要保護児童等への対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会への参画や進行管理台帳に登録された子供の出欠状況等の情報提供</li> <li>・7日以上欠席した場合には速やかに関係機関に情報提供</li> </ul> </li> </ol>
対応編 3	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 虐待を受けた子供への関わり：虐待を受けた子供への心のケアとして、学校で安心して過ごせるような配慮のポイント</li> <li>2. 保護者への対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の要求や相談に対し、学校はチームで対応する。「親権」を理由にした威圧的、拒絶的な態度に対しても毅然とした対応が重要。学校は組織的な対応や教育委員会への連絡、関係機関との連携による対応を行う。</li> <li>・子供を就学させないといった事態にも就学義務違反対応として教育委員会との連携を行う。</li> <li>・学校、教育委員会等は、保護者から虐待認知の端緒や経緯の開示請求があっても漏らしてはならない。個人情報保護条例等に基づく請求であっても、子供の生命を守る上での支障とならないかなど慎重に検討する。</li> </ul> </li> <li>3. 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ：転居の情報は関係機関と共有し、学校間の確実な引継ぎを行う。</li> </ol>



# 学校における虐待対応の流れ (発生予防～発見)

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」より

## 発生予防等

- ・ 子供や保護者への相談窓口の周知、相談対応
- ・ 児童虐待未然防止のための教育、啓発活動
- ・ 研修の実施、充実

## 早期発見

- ・ 日常の観察による子供、保護者、家庭状況の把握
  - ・ 健康診断、水泳指導
  - ・ 教育相談、アンケートなど
- ⇒子供・保護者・状況について違和感あり  
⇒チェックリストに複数該当

- ・ 本人（子供、保護者）からの訴え
- ・ 前在籍校・学校医や学校歯科医・他の保護者
- ・ 放課後児童クラブや放課後子ども教室等

直ちに管理職へ報告・相談

## チームとしての対応、早期対応（情報収集・共有、対応検討）

（メンバー）管理職、養護教諭、学級担任、学年主任、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等

# 児童虐待等の早期発見のための「スクリーニング活用ガイド」 (令和2年3月27日)の概要

- 校内全ての児童生徒を対象に、スクリーニングシート等を用い、統一した基準で学校職員間（SC及びSSW含む）において把握や共有を行うことにより、児童虐待など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応のほか、習慣的に行うことで教員の抱え込みの解消や、学校のチーム力の向上が期待される「スクリーニング」の活用方法をまとめたガイドを作成。

## スクリーニングの効果

### 取り組みの 効果

\*以下の表は、円グラフの項目はある学校の1例です。



SSW：スクールソーシャルワーカー SC：スクールカウンセラー  
（資料提供先様より）

## 実施教員の声

成りすまいじめりすまいじめりすまいじめりすまい

- ・ 学年間で1人ずつ見つめ直して、「そういえばこの子そうやったね」と話し合え、1人ひとりがよくみえるようになった。
- ・ スクリーニングシートの項目が1つの指標になり、子供のどんな様子に着目すべきなのか、若手教員にとってもわかりやすくなった。
- ・ 教師の家庭や子供理解が進み、子供が通いやすい学校環境につながった。
- ・ あまり気にかけてなかった子のしんどさも見え「隠れしんどい子」の発見につながった。
- ・ 複数の視点が入ることで、学校での目に見える様子から、その向こうにある目に見えない家庭状況などへの配慮ができるようになってきた。
- ・ みんなで検討してもらった些細な声かけだが、自信をもってできる。
- ・ 役割分担が明確になって、教師が整理してSSWを活用するようになった。

## スクリーニング活用ガイド

～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～

## スクリーニングとは

全ての児童生徒を対象として、問題の未然防止のために、データに基づいて、潜在的に支援の必要な児童生徒や家庭を適切な支援につなぐための迅速な鑑別

### 教師にとって

児童生徒理解が深まる

スクールカウンセラー、  
スクールソーシャルワーカーにとって

発見、重大事案の  
予防につながる

### 全てにとって

1人の抱え込みの防止、  
負担軽減、チーム力UP！

## スクリーニングの進め方



発行：文部科学省  
協力：大阪府立大学 山野則子研究室  
eb-ssw@sw.osakafu-u.ac.jp

このシートはチェックだけでなく、チェックや議論の結果から方向性が示唆されるシートです。御活用の際は是非上記ドレスに御連絡ください。

# 学校における虐待対応の流れ (発見～通告)

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」より

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護・救済を求めている場合）

①～④に該当

通告

児童相談所

安全確認、情報収集、調査

（必要に応じて）一時保護

調査継続

援助方針の決定

（必要に応じて）施設入所

在宅での支援（登校）

①～④に該当せず

通告

市町村  
（虐待対応担当課）

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

①～④に該当

通報

警察

児童相談所や市町村の役割

いずれにおいても通告・通報したことを連絡

教育委員会等

# 通告後の対応

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」より

## 児童相談所・市町村福祉部局

## 学校

(緊急時)  
半日以内対応  
  
(通常)  
48時間以内対応

通告・相談の受付

安全確認・情報収集・調査

協力

(必要に応じて) 一時保護

原則、最長2か月の保護  
(延長可能)

・通学(園)できる場合、学校で幼児児童生徒の様子を注意深く見る

調査継続

(関係機関との情報交換、  
連絡調整)

情報提供

協力

※SSWの活用

援助方針の決定

在宅での援助

施設入所

終結

必要な幼児児童生徒について、  
・一か月に一度、出欠状況等の報告  
・7日以上欠席した場合  
は速やかに情報提供

子どもや保護者の様子、状況の把握

要保護児童対策地域協議会への参画

# 「学校等における児童虐待防止に向けた取組について（報告書）」（平成18年5月）

- (1) 学校は、担任、学年主任、養護教諭又は生徒指導主事等それぞれ立場に応じて複眼的な視点から子ども達を見ることが出来る組織であり、このアドバンテージを有効に活用すべきである。  
また、それぞれ虐待を疑う情報源も異なるため、虐待防止対応に当たっては、校内の連携が極めて重要である。
- (2) 学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待防止法においても、児童虐待の早期発見の努力義務が課されており、学校生活のみならず、幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・早期通告等の対応に努めることが必要である。
- (3) 教育行政においては、虐待防止関連の研修を実施する際に、職制に応じた内容を検討することが重要である。また、虐待の発見については学校種別による差も認められ、子どもの年齢に即した研修内容や、幼小中高間の情報交換や引継ぎを想定した研修などが必要となっている。
- (4) 教員は、日頃から児童生徒を見ているため、その言動の変化等を通じて虐待の発見に至る感度が高く、児童相談所等関係機関に通告するが、これら児童相談所等の現状として、人材の不足等があり、軽度の虐待事例に対しては反応が鈍くなる状況がある。  
その結果、学校にしてみれば「児童相談所等はなかなか対応してくれない」と感じ、児童福祉関係機関にしてみれば「学校は通告してその後のケアをしてくれない」と感じるような、相互の実情に関する認識の齟齬が生じる事となってしまう。実際、連携をした場合のデメリットを聞いた場合、「価値観の相違により合意形成されにくい」等との回答があり、連携を経験した教員ほど連携のデメリットを感じている。このことから、学校と児童相談所等関係機関とは、日頃から相互に連携をとり、お互いに顔を合わせ、顔見知りになり、相互の実情について承知していることが必要である。  
このような学校と関係機関との連携に関しては、約9割の教師がその結果について肯定的であったが、連携のほとんどは協議レベルであり、チーム形成にまで至っているのは1割程度に過ぎない。今後は、児童虐待の疑いがあるが、確証がない場合であっても、早期発見の観点から、学校だけで対応しようとはせず、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うことが必要である。

（抜粋参考）

【虐待の定義、虐待事例について】

（①基本的な考え方）

問1-1 児童虐待に当たるか否かという点において、宗教関係であることをもって、その他の事案と取扱いが異なることとなる部分はあるのか。

（答）

背景に保護者等による宗教等（靈感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をあおるものを含む。）の信仰があったとしても、保護者が児童虐待防止法第2条各号に規定する虐待の定義に該当するものを行った場合には、他の理由による虐待事案と同様、児童の安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講じる必要がある。

児童相談所や市町村においては、児童の権利条約第14条において、児童の思想、良心及び信教の自由について児童の権利を尊重すべきことが定められていることや、児童の場合には必ずしも自由意思の下で宗教等を信仰しているとは限らないこと等も踏まえ、宗教等の信仰に関する事案についても、児童虐待に該当する行為が疑われる場合には迅速に対応することが求められる。（略）

（③心理的虐待）

問3-1 宗教活動や伝道活動への参加強制や人生選択の強制、激しい言葉での叱責や霊感的な言葉を用いての脅し等により幼少期からの継続的な恐怖の刷り込み等は児童虐待に当たるか。また、児童を宗教活動に参加させることを目的として、あるいは、児童が参加に消極的であるといったことを原因・きっかけとして、無視する行為、常に拒絶的・差別的な態度をとることについてはどうか。

（答）

「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」、「滅ぼされる」などの言葉や恐怖をあおる映像・資料を用いて児童を脅すこと、恐怖の刷り込みを行うこと、児童を無視する・嫌がらせをする等拒否的な態度を継続的に示すことで、宗教活動等への参加を強制することや進路や就労先等に関する児童本人の自由な決定を阻害すること（保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等を含む。）は、いずれも心理的虐待又はネグレクトに該当する。

（抜粋参考）

【虐待の定義、虐待事例について】

（④ネグレクト）

問4-1 個別の法令に違反する等社会的相当性を著しく逸脱する行動を教義とし、そうした行動を信者に対して実質的に強制する宗教等に児童を入信（実態として信者として扱われている場合を含む。）させるような行為は、児童虐待に当たるか。

（答）

問3-1（答）に記載のとおり、児童に対して宗教等行為を強制することは心理的虐待に該当するほか、児童に対して社会的相当性を著しく逸脱する行動をとるよう直接又は第三者を介して唆す者があることを認識しながら、そうした宗教に入信させる行為を含め、行動を防止する行動を保護者がとらないことについてはネグレクトに該当する。なお、宗教の信仰等に関する事案においては、保護者が認識していない場合も想定されることから、そうした場合においては、問6-1（答）に記載の内容に留意しつつ、指導等を行うとともに、必要な場合には一時保護を含めて対応を検討すべきである。

問4-2 宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込み（寄附、寄進等の呼称の如何を問わない。）により家庭生活に大きな支障が生じ、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等が提供されていない場合や、児童の小学・中学・高校・大学への登校や進学等の教育機会の提供に支障が生じているような場合については、児童虐待に当たるか。

（答）

宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みの結果家庭生活に支障が生じる場合も含め、児童に対し、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等を提供しない行為はネグレクトに該当する。

同様の行為により、義務教育である小学校・中学校への就学、登校、進学を困難とさせることもネグレクトに該当する。

高等学校への就学・進学に関しても、児童本人が就学・進学を希望しており、合理的な理由なく信仰する宗教等の教義を理由として就学・進学を認めない行為は、児童の自立を損ねその心情を傷つける行為としてネグレクト又は心理的虐待に該当する。（後略）

問4-6 信仰する宗教の教え・決まり等を理由として、児童が様々な学校行事等に参加することを制限するような行為については児童虐待に当たるか。

（答）

児童本人が学校行事等に参加することを希望しているにもかかわらず、児童に対する適切な養育の確保や教育機会の確保等を考慮せず参加を制限する行為は、宗教の信仰等を理由とするものであっても、心理的虐待又はネグレクトに該当する。

問4-8 児童の進学や就職のタイミングの際に、宗教の教義等を理由として、児童本人の希望や選択を顧みることなく宗教上の教義等の理由により、進路を強制することは児童虐待に当たるか。

（答）

宗教上の教義等を理由とし、「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」などの言葉を用いて児童を脅したり、児童を無視する等拒否的な態度を継続的に示したりすること、保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等により、児童の進学や就職を実質的に制限するような行為は心理的虐待に該当する。

# 宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&Aについて（厚生労働省作成）（抜粋）

（令和4年12月28日付け元文科初第29号）

（抜粋参考）

【児童虐待対応や自立支援に当たっての留意事項】

問6-1 宗教に関する児童虐待事案に対応するに当たり、児童への対応や保護者への説明なども含め、特に注意しておくべき事項としてはどのようなものがあるのか。宗教等

関係の事案であることについて、通告・発見時点で把握できている場合とそうでない場合とで、異なる部分はあるのか。

（答）

宗教等に関する児童虐待を受けている可能性のある児童については、保護者から宗教等の教義に基づく考えや価値観の影響を強く受けている場合があるため、自らの置かれている状況を問題として認識し訴えることが難しい場合がある。置かれている状況を客観的にアセスメントし、児童虐待があると疑われる場合には、児童本人や保護者に対して、児童虐待の定義に基づいて説明、指導を行うことが必要である。

ただし、宗教等の教義に基づく児童への親の行為や考えについて指導によっても改善することが困難である場合も想定され、また、指導等を行ったことを契機として、保護者による児童虐待行為がエスカレートすることや、宗教団体等から家庭に対する働きかけが強まること等も懸念されることから、児童の安全の確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく一時保護等の対応を取ることが必要である。

また、これらの対応を検討するに当たっては、問6-5（答）に記載する専門機関等の助言も得つつ行うことが重要である。

問6-4 宗教の信仰等を背景として保護者から児童の心身に対して行われる行為について、一つひとつの行為による児童への影響が軽微である場合には、仮に児童の養育環境や福祉の観点から不適當であっても、児童虐待に該当する余地はないのか。

（答）

宗教の信仰等に関する事案であるか否かにかかわらず、個別事例が児童虐待に該当するかどうかという点を判断するに当たっては、児童の状況、保護者の状況、生活環境等の状況から総合的に判断すべきである。このため、一つひとつの行為が軽微である場合にも、児童虐待に該当する場合もあることに十分に留意し、児童に対して及ぼす影響を総合的に考慮して判断する必要がある。

問6-5 宗教等を背景とする児童虐待を経験した者に対し、想定される公的な支援策としてはどのような事業等があるのか。

（答）

【高校生等への修学支援】

国内に住所を有し、一定の基準を満たす場合は、高等学校等の授業料や授業料以外の教育費の支援を受けることができる。授業料の支援（高等学校等就学支援金）は、世帯所得が一定額未満である場合、入学後に学校で手続を行うと、国から各都道府県等を通じて学校に授業料が支援される（学校が代理受領する）仕組みとなっている。

また、教科書費、教材費など、授業料以外の教育費の支援（高校生等奨学給付金）は、生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯であれば、奨学金の支給（返還不要）を受けることができる。（後略）

【学校における教育相談】

宗教に関する悩みや不安を含め、学校において、スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者に対する心のケアや、スクールソーシャルワーカーによる必要な機関への仲介を実施。

また、通話料無料の24時間子供SOSダイヤル（※）によって、電話で相談する児童生徒への支援を行っている。

（※）24時間子供SOSダイヤル：0120-0-7831018

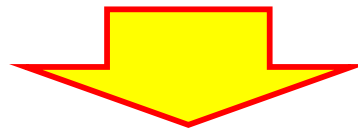


児童相談所：児童心理士、医師又は保健師、指導及び教育担当の  
児童福祉司（スーパーバイザー）

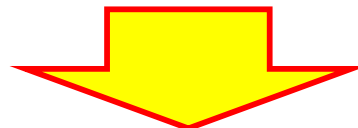
学校：校長、教頭、担任、学年主任、養護教諭、生徒指導主事等

教育委員会：各学校に対して指導・助言を行う指導主事 等

その他：福祉事務所、保健所、警察、弁護士



同業者（種）でも考え方・対応の仕方が異なる中、上記のように多くの者が関わる



- ・ 日頃から相互に連携をとり、
- ・ お互いに顔を合わせ、
- ・ 話しやすい関係を構築、
- ・ 相互の実情を理解・把握

結果

子供・家族  
のしあわせ